

浦和競馬場薄暮開催仮設照明設備設計業務委託
設計要求書

1 業務の目的

浦和競馬場には薄暮開催のための走路の照明設備（以下、走路照明）がないため、最終競争発走時刻を日入時刻の概ね30分前に設定している。

そのため、現状では次のような問題がある。

- ・天候により最終競走時は暗くなることもあり、安全性の確保が困難である。
- ・11～12月は日入時刻の関係で12競走制にできず、11競走制になる。
- ・発走時刻が毎開催変更となり、お客様に分かりづらい。

このような状況を踏まえ、走路照明を整備することによって上記の問題を解消し、通年において12競走制とするとともに、発走時刻を固定することとした。

その走路照明設備を設置することに伴い、本業務では、競馬開催に係る業務エリアについて、仮設照明を設置する工事の実設計を行う。

なお、設計成果品の作成にあたっては、浦和競馬場の関係者との意見調整を適切に行うものとする。

2 業務内容

(1) 実設計

- ア 発注者の要求等の確認
- イ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- ウ 実設計方針の策定(総合検討、実設計のための基本事項の確定)
- エ 実設計図書を作成
- オ 建築積算、設備積算(電気)

(2) 打合せ協議等

本業務の遂行にあたっては、担当部署と適宜打合せ協議を行う。

(3) 特別業務

- ア 内訳書数量計算書作成業務（RIBC2使用）
- イ 現地調査業務

3 設計条件

- (1) 工事施工にあつては、浦和競馬場の本場開催及び場外発売に支障がない計画とすること。また、照明柱及び仮設照明による光が、パドックの映像撮影に支障とならないよう設計すること。
- (2) 「浦和競馬場1号スタンドほか改築工事設計業務」、「浦和競馬場附属棟その1実施設計業務」、「浦和競馬場走路照明設備工事」、「浦和競馬場走路照明電源設備工事」、及びその他の浦和競馬場内の改築計画との整合を図ったものとする。

- (3) 仮設照明による周辺住民への影響を最小限に抑えるものとする。
- (4) 業務エリア各場所の目標照度は以下のとおりとする。(別添. 目標照度図参照)

場 所	目標照度	備 考
パドック	平均 300lx 以上	GL における水平面
装鞍所	平均 50lx 以上	GL における水平面
馬洗場	平均 120lx 以上	GL における水平面
旧待機馬房	平均 50lx 以上	GL における水平面
馬積降場	平均 50lx 以上	GL における水平面
業務館	平均 50lx 以上	GL における水平面
走路管理員詰所	平均 50lx 以上	GL における水平面
連絡橋付近	平均 50lx 以上	GL における水平面

- (5) パドックについては、今後位置変更を伴うため、本業務においては、現状のパドックと併せて、位置変更されたパドックについても目標照度が確保できる設計とすること。

照明柱については、3箇所（仮設）設置することで想定しており、高さはいずれも15m未満とする。また、照明柱において目標照度が確保できない場合には、下見所屋根に仮設照明を設置することを検討すること。(別添. パドック仮設照明設置計画図参照)

なお、パドックの位置が変更された場合には、照明柱の位置は変更せずに、照明器具の角度変更で対応できるよう設計すること。

- (6) 装鞍所の馬房内照明器具については、現状のものから LED 照明に更新し、目標照度が確保できるよう設計すること。また、馬房外側においても、目標照度が確保できるよう設計すること。(別添. 仮設照明設置計画図参照)
- (7) 馬洗場及び旧待機馬房については、照明柱の設置や既設柱を利用し、目標照度が確保できるよう設計すること。(別添. 仮設照明設置計画図参照)
- (8) 馬積降場については、近隣住居への光漏れや直接光による眩しさに配慮した設計とすること。(別添. 仮設照明設置計画図参照)
- (9) 業務館については、既存建物に照明を設置することとし、目標照度が確保できるよう設計すること。(別添. 仮設照明設置計画図参照)
- なお、設置する照明により、走路側へ影響が出ないよう配慮すること。
- (10) 走路管理員詰所については、第2コーナー審判塔脇付近に今年度建築する予定の屋根に照明を設置し、目標照度が確保できるよう設計すること。なお、設置する照明により、走路側へ影響が出ないよう配慮すること。
- (11) 連絡橋付近については、既設柱や連絡橋の橋脚に取付金具などを使用して照明を設置し、目標照度が確保できるよう設計とすること。
- (12) 仮設照明に必要な電源においては、埋設管路とすることを基本とするが、状況によっては露出または架空とすることも可とする。

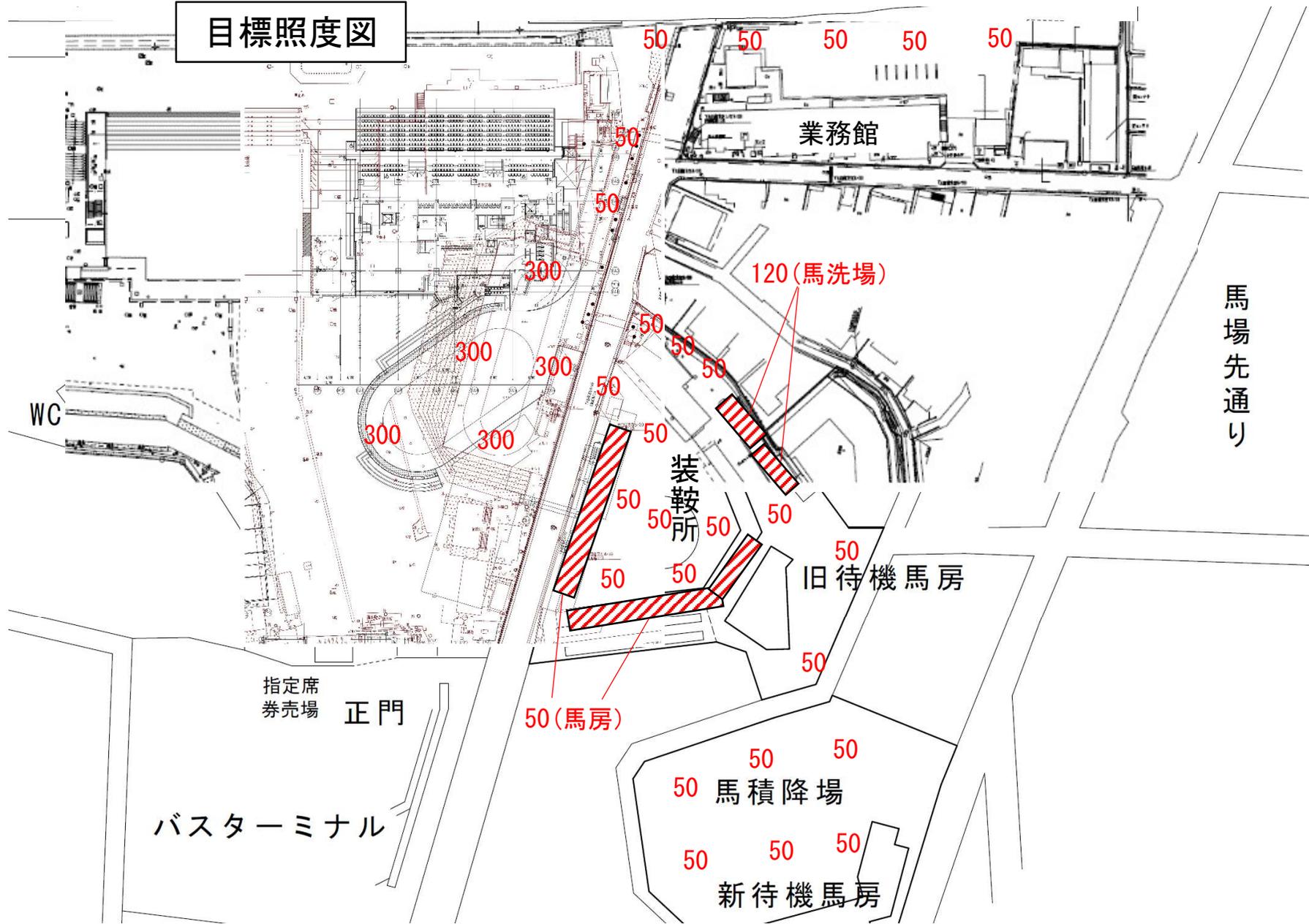
なお、ルート選定にあたっては、監督員と協議すること。

- (13) 照明柱については、コンクリート柱として、風荷重計算を実施すること。なお、既設柱を利用して照明を取り付ける場合にも、同様に風荷重計算を実施すること。

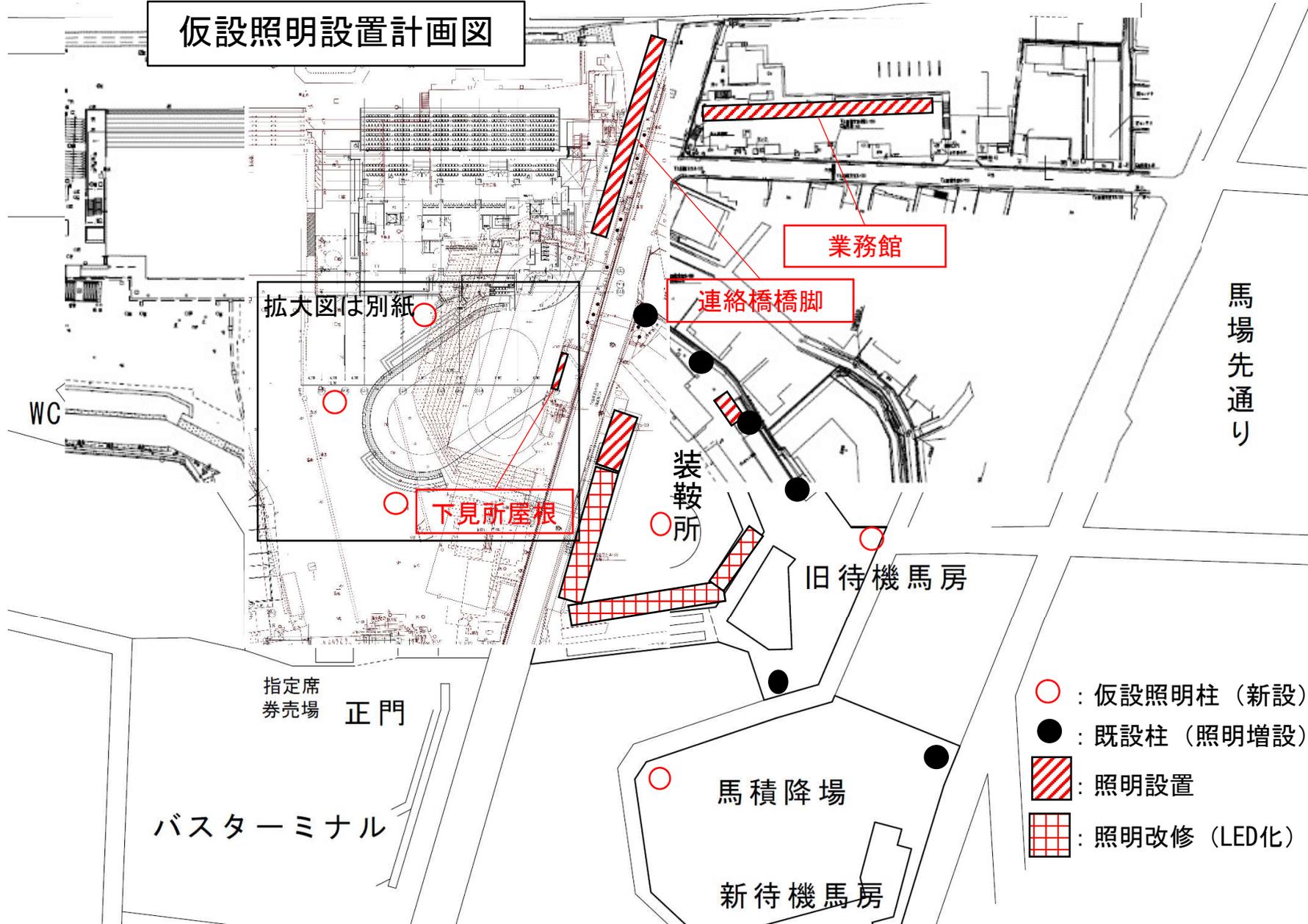
4 その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか、本業務の進捗状況等により変更等が必要な事項は、発注者と受注者が別途協議して決定する。
- (2) この業務に関して得られた情報、著作権及び著作権は発注者に帰属するものとする。

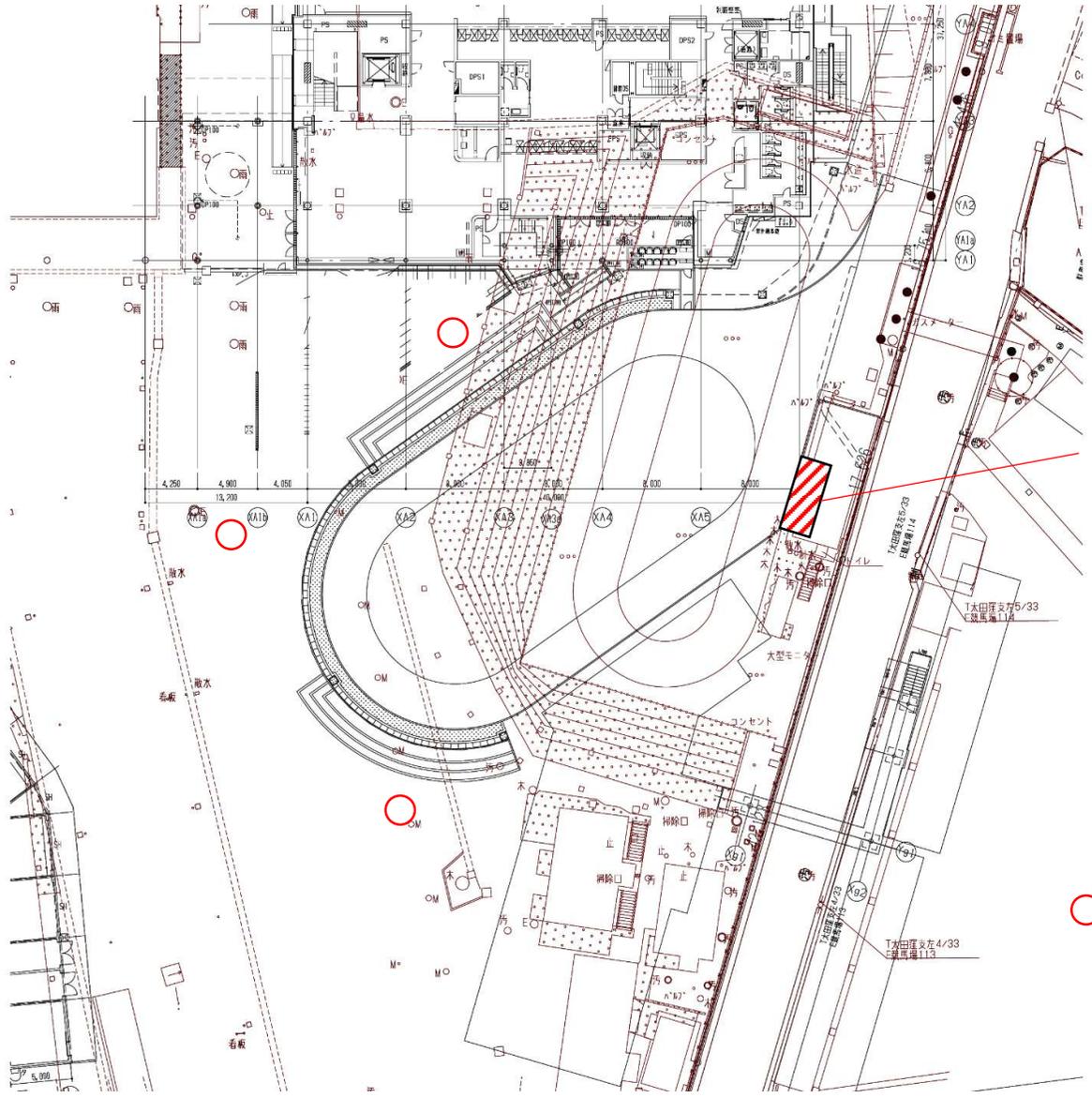
目標照度図



仮設照明設置計画図



パドック仮設照明設置計画図



下見所屋根

○ : 仮設照明柱 (新設)